

## <参 考：合法木材の事業者実施要領抜粋>

### 第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」(以下「合法性ガイドライン」という)に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明、林野庁が平成21年2月に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」(以下「間伐材ガイドライン」という)に示されたコピー用紙の原料が間伐材由来であることの確認及び林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(以下「発電用ガイドライン」という)に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領にもとづく認定は当団体の会員を対象とする。ただし、当団体の会員たる団体に所属する事業体については、当団体の会員と見なして認定の対象とする。
- 3 前項の対象事業体以外の認定についての事項は、必要があれば別途定める。

以上によれば、「前項の対象事業体以外の認定についての事項は、必要があれば別途定める。」となっているため、以下のように別途認定基準を定めましたので適正に運用願います。

#### ○対象事業体以外の合法木材供給事業者認定基準

1. 以下の長野県木材協同組合連合会の関係団体に所属する事業者は、当団体の会員と見なして認定の対象とする。
  - ・ 信州木材認証製品センター

注：推薦者は、信州木材認証製品センター理事長とする。

2. 各地区の木材協同組合等の所管区域に所在し、地区の木材協同組合等が準会員等として認め推薦した事業者は、認定の対象とする。

解釈：準会員等とは、準会員又は林災防長野県支部の各分会員とする。

# < 記 載 例 >

【別記 1—ウ】（林災防等のみの加入者へ発行する認定推薦書）

## 事業者の認定推薦書

（対象事業者以外の合法木材供給事業者）

平成 年 月 日

長野県木材協同組合連合会 殿

（推薦者）

申請者の所属する団体の所在地：	}	単協及び信州木材認 証製品センターの理 事長の住所氏名等
申請者の所属する団体の名称：		
代表者の氏名：		

月 日付 （申請者）より貴団体に提出された下記申請について記述内容は  
事実に基づいて記述されていると認められますので、貴団体の「合法性・持続可能性の証  
明、間伐材（チップ）の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認  
定実施要領」に基づき適切に審査が行われるよう、お願い致します。

### 記

（申請者）

事業者の所在地：〒0000-0000

（住 所）

事業者の名称：（会社名等）

☎00000-00-000

代表者の氏名：代表取締役 ○ ○ ○ ○

推薦者との関係：「○○木材協同組合の準組合員」、「林災防長野県支部の○○分会員」又は  
「信州木材認証センター会員（○種）」と記入する。